

誰もが安心して笑顔で過ごせる学校を

～みんなの力でいじめをなくそう！～

いじめとは

あなたが、同じ学校・学級や塾・スポーツクラブ等で知っている子どもたちから、悪口やかげ口を言われたり、無視や仲間はずれをされたり、使わぬ走りや物を奪われたり、叩かれたり、けられたり、無理やりいやなことをさせられたりして、心や体が傷つき、苦しむことがあれば、それはいじめです。インターネットやメール等を使って悪口を言われたり、勝手に画像を送られたりし、いやな思いをすることもいじめです。

いじめ防止対策推進法について

『第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。』

これは、平成25年9月にできた「いじめ防止対策推進法」という法律です。いじめは絶対にしてはダメということが決められました。

そして、学校と先生は、子どもがいじめを受けていると思われるときには、すぐにいじめがあるかどうか調べて、いじめが無くなるようにしなければならないことが決められました。

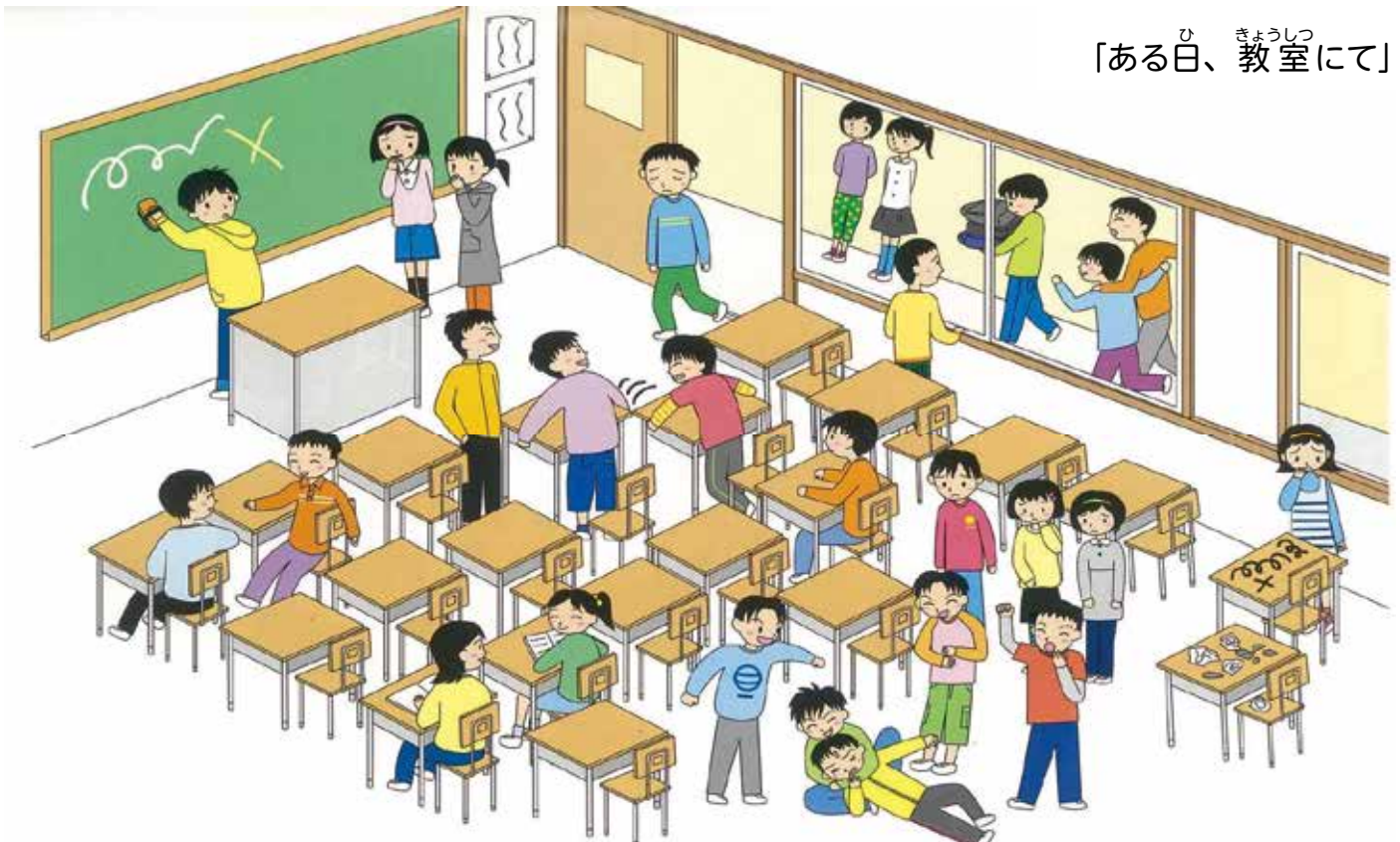
ネットいじめ

- ・メールやブログ、SNSなどに人を傷つけることを書く。
- ・人のいやがる画像や映像を送る。
- ・人のアドレスや写真などを勝手にのせる。

これも「いじめ」です。

場合によっては「犯罪」として罰せられます。

★あなたの学級で、こんなことはありませんか？



(出典：「人権学習実践事例集(中学校編)」 京都府教育委員会)

いじめは人として絶対に許されない行為です

いじめを受けているあなたへ

- ・あなたは何も悪くありません。あなたには、安心して学校で過ごす権利があります。
- ・あなたはひとりぼっちではありません。勇気を持って相談してください。学校はあなたを絶対に守り通します。
- ・何よりもかけがえのない命を大切にしてください。



平成27年度 人権擁護啓発ポスターコンクール
京都市市長会会長賞
中川亜里紗さん(長岡京市立長岡中学校2年)

いじめをしているあなたへ

- ・相手の気持ちを考えてみてください。あなたをしていることは正しいですか。本当にそれでいいですか。
- ・あなたは軽い気持ちだったかもしれませんが、それはいじめかもしれません。取り返しのつかないことになることもあります。相手が笑っていても、実は心で泣いていることもあるのです。
- ・本当はあなたも悩んでいるのではありませんか？あなたの悩みを聞かせてください。

いじめを見ているあなたへ

- ・自分はいじめていなくても、いじめを見ても知らないふりをするのは、いじめているのと同じです。
- ・あなたが「もうやめなよ」と声をあげてください。一人で言えない時は、仲間と一緒に「もうやめなよ」と言ってください。それで大切な友だちを救えます。
- ・いじめられている人に声をかけてください。いじめられている人の思いを聞いてください。そして勇気を出して、すぐに家族、先生、友だちなど助けてくれる人に伝えてください。

あなたの学校、学級はどうですか？
一人一人が

「いじめを しない させない 許さない」

仲間を大切にして、みんながいじめをなくそうとすることが、安心して笑顔で過ごせる学校をつくる第一歩です。

関係相談機関

◎24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

◎京都府総合教育センター

◆ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】

075-612-3268 (3301) 、 0773-43-0390

◆メール教育相談 (スマートフォン・携帯電話からも相談できます。)

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

あるいは「メール教育相談 京都」で検索してください。

◎ネットいじめ通報サイト (スマートフォン・携帯電話からも相談できます。)

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118

◎少年サポートセンター

ヤングテレホン【毎日24時間対応】 075-551-7500

ひとり
一人で悩まないで。

